

第4章 こども・子育て支援施策の展開

基本目標1 こどもが安心安全に笑顔で生きること

施策1 安心・安全なまちづくりの推進

現状・課題

認定こども園等や学校は、こどもたちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として常に安心して安全な環境が確保されていなければなりません。今後も、地域の方々による自主防災組織や自主防犯組織、子ども見守り隊による立哨等の協力を得ながら、こどもたちの安全確保に取り組むことが必要です。あわせて、こどもたちが自らの安全を確保しようとする基礎的な素養を育てる教育を積極的に進めていく必要があります。

施策の方向性

家庭や地域、関係機関と連携しながら、地域全体でこどもたちの安全を確保する体制の強化に努めるとともに、命の尊さを学ぶ教育や、こどもたち自らが危険予測能力や危険回避能力を身につける教育を進めていきます。

推進する取組

1. 地域全体の連携強化

これまでの取組	こどもたちを犯罪被害から守るため、阿波市青少年育成センターや学校、警察等の関連機関と協力し、防犯パトロールや防犯教室を実施しました。
取組の方針	今後もこどもたちを犯罪被害から守るため、各種団体と協力しながら活動を継続していきます。

2. 防災教育の充実

これまでの取組	すべての小・中学校で地域の実態に応じた「学校防災計画」や「学校防災マニュアル」を作成し、それらに基づいた研修や訓練、地域との合同避難訓練を実施しました。
取組の方針	今後も、家庭や地域、行政、関係機関と連携しながら、地域全体で安全を確保する体制づくりに取り組みます。

3. 安全教育の充実

これまでの取組	阿波吉野川警察署、県東部県土整備局、市建設課、市学校教育課、小・中学校各担当、青少年育成センター、スクールガードリーダー等による、通学路危険箇所合同点検を実施しました。
取組の方針	「阿波市通学路交通安全プログラム」を基に、点検実施後のPDCAサイクルを実行し、通学路の安全性の向上、児童生徒の安全教育に努めます。

4. 交通安全施設の整備

これまでの取組	交通事故を防止し、安全及び円滑な道路交通を確保するために、カーブミラーや区画線等の交通安全施設を整備しています。また、既存の交通安全施設についても、老朽化したものから随時、補修を行ってきました。
取組の方針	交通安全施設を効果的に設置、維持管理していくため、地域や学校をはじめ県や警察等の関係機関と連携し、定期的な通学路点検を通して情報共有や意見交換を行い、児童生徒の安全を確保していきます。

5. 防犯カメラの整備

これまでの取組	児童が被害に遭う事件、事故は全国的に後を絶たず、本市においてもさらなる安全の確保は喫緊の課題となっています。このため、登下校時における通学路での安全確保を目的に、地域の見守り活動の一環として、24 時間監視可能な防犯カメラを市内 23 か所に設置し、防犯体制の維持強化に努めています。
取組の方針	設置箇所に関しては様々な関係機関と合同点検、協議を行い決定しており、各小学校区の通学路に2か所を目処に設置しています。地域全体で子どもたちの安心・安全を確保する体制を強化するため、今後も防犯カメラの適正な維持、管理に努めます。

施策2 障がい児及び発達のお気になる児童への支援の充実

現状・課題

障がいのある児童や発達のお気になる児童に対し、乳幼児健診等多様な事業の機会を通して、早期発見・早期対応できるよう、関係機関と連携し、事業を推進してきました。また、発達専門医師の協力のもと発達相談を実施しており、保護者の不安の解消や児童の持つ力を伸ばすため、早期の適切な助言を行い、療育支援や発達支援を実施してきました。

一人ひとりの個性を尊重し、乳幼児期から学童期まで切れ目のない支援ができるよう、「入学応援シート」を用いることで情報共有を図るとともに、こどもの立場に寄り添った自立支援の充実を推進してきました。

施策の方向性

専門的な支援のほか、学校・園において支援の必要なこどもの早期発見、早期支援を目指します。また、すべてのこどもがお互いに認め合い、助け合う社会やともに暮らす社会づくりを推進します。

推進する取組

1. 発達・療育相談事業の充実

これまでの取組	発達相談を実施し、個々の状況に応じた助言や療育機関等のサービス提案を行いました。就学前に今後の方向性についてアドバイスをすることで、保護者の育児不安の軽減につながりました。 今後の事業継続のために、発達専門医師の確保が課題となっています。
取組の方針	発達相談を通じて、保護者の育児不安の軽減等につなげていきます。 発達相談は、発達専門医師に相談できる貴重な機会であることから、今後も事業を継続し、発達専門医師の確保に努めていきます。

2. 特別支援教育の充実

これまでの取組	すべての認定こども園、小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、各学校において個別の教育支援計画を策定し、個々のニーズを捉え、的確な支援教育に取り組みました。また、特別支援教育コーディネーター等の研修会を開催しました。
取組の方針	支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、教育的環境を整え、施設整備、人的支援を行いながら、特別支援教育の充実を図ります。

3. 障がい者自立支援協議会

これまでの取組	令和4年度(2022 年度)に体制再編を行い、課題別の専門部会を設置しました。相談支援部会を新設し、地域の相談支援体制の強化や相談支援専門員の人材育成、地域の各種相談機関との連携強化等を進めました。
取組の方針	令和6年度(2024 年度)までは、阿波市、吉野川市と共同設置していましたが、令和7年度(2025 年度)からは市単独設置となります。 毎月、運営会議と専門部会を開催し、相談支援事業の運営評価、関係機関との連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

4. 障がい児・障がい者の立場に立った自立支援の充実

これまでの取組	障害児福祉手当の支給、障害児通所支援サービス(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)、障害福祉サービス(居宅介護、短期入所等)、補装具費の支給、日常生活用具の給付、移動支援、日中一時支援等を行ってきました。 早期療育開始のために関係各課が連携を図るほか、未就学児童対象の児童発達支援から、就学児対象の放課後等デイサービスへの円滑な移行のために各事業所と連携を図ってきました。
取組の方針	関係各課や機関、事業所等と連携し、本人や家族を含めた支援体制の充実を図ります。

5. 特別な支援を必要とするこどもへの早期支援体制

これまでの取組	特別支援連携協議会において教育・福祉・医療・保健等の関係者が連携し、乳幼児から学校卒業まで一貫した相談・支援に努めました。 入学後、速やかに楽しく有意義な学校生活が送れるよう「入学応援シート」の活用を勧め、学校と家庭間で必要な情報共有を図ってきました。
取組の方針	特別支援連携協議会において、関係者間で専門的な情報共有や指導助言を受けるとともに、関係機関が連携し、乳幼児から学校卒業まで一貫性のある支援ができる体制づくりを行います。

6. 地域社会における療育環境の充実

これまでの取組	障がいのある方への理解を深めるため、年1回理解促進啓発事業による研修や啓発活動を実施しました(新型コロナウイルス感染拡大により令和3年度(2021 年度)は未実施)。
取組の方針	障がいのある方への理解を深めるため、引き続き地域住民の方への働きかけを行い、共生社会の実現を図ります。

施策3 様々な支援を必要とする児童・家庭に対する支援の充実

現状・課題

ひとり親家庭や生活困窮家庭等に対し、生活の安定と自立促進に向けて各種給付をするとともに、様々な困難を抱える世帯に対し、相談を通して適切な支援につなげ、深刻化しないよう支援をしてきました。

また、置かれている環境によらず、等しくこどもの最善の利益が守られ、将来も安定的な生活を送ることができるよう、支援を充実させてきました。

施策の方向性

多様な支援が必要な家庭等に対して、安定した生活を送れるよう支援するとともに、事態が深刻化する以前に早期に発見できる体制の整備に努めます。

推進する取組

1. ひとり親家庭自立支援給付

これまでの取組	【ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金】 ひとり親家庭の保護者の職業能力の向上と求職活動の促進を図るため、市が指定した教育訓練給付講座を受講し、教育訓練を修了した方に受講費用の一部を給付しました。
	【ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金】 ひとり親家庭の保護者が、就職に有利な資格を取得するために1年以上養成訓練を受ける場合、訓練促進給付金を支給するとともに、修了支援給付金を修了時に支給しました。
取組の方針	ひとり親家庭の自立の促進を図るため、引き続き就業に必要な知識・技能習得を支援していきます。

2. 教育支援センター 阿波っ子スクール

これまでの取組	何らかの心理的、情緒的な原因等により登校しない、又は登校したくてもできない状態にある児童生徒に対して、基本的生活習慣の改善や集団生活への適応、基礎学力の補充等のための教科学習、社会見学、スポーツ学習、野外活動等の体験学習及び相談活動を行っています。学校や家庭、その他関係機関との緊密な情報交換を行い、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家とも連携し、個々の状況に応じた支援やその環境づくりに努めています。
取組の方針	何らかの心理的、情緒的な原因等により登校しない、又は登校したくてもできない状態にある児童生徒に対して、基本的生活習慣の改善、情緒の安定、基礎学力の補充、集団生活への適応等の相談及びそれぞれに応じた支援を行い、社会的に自立することを目指します。

3. こども家庭センターにおける相談支援事業

これまでの取組	0歳から18歳未満のこどもに関する養育、家庭環境、心や身体、虐待、こどもの権利等の幅広い相談に応じてきました。必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、関係機関との連携・情報の共有を図り、支援が必要なこどもや家庭等に対応しました。 ひとり親家庭の生活や自立を支援するため、ハローワークと連携した相談支援や、職業訓練のための手当支給を行ってきました。
取組の方針	令和6年度(2024年度)に母子保健機能と児童福祉機能を一体化した「こども家庭センター」を設置しており、保護や支援を必要とするこどもや家庭等への相談支援体制の強化と、関係機関との連携強化を図っていきます。

4. 生活困窮者自立相談支援事業

これまでの取組	ひとり親家庭や生活困窮家庭等に対し、塾講師による週1回程度の通学型学習支援を実施し、学力向上を図ってきました。 学校や地域へ協力を要請するとともに、家庭訪問等を行い、児童・生徒や保護者からの相談を通して、必要な支援を届けてきました。
取組の方針	教員OBや高校生、大学生のボランティア等を指導員として学習教室を実施し、教科の指導のほか日常生活習慣の形成と社会性の育成を支援するとともに、こどもが安心して通える居場所づくりに努めます。 また、対象世帯の保護者へ家庭学習環境を整えるための助言等を行うとともに、学校への協力要請や家庭訪問等により、こどもや保護者への相談支援を行います。

5. 児童福祉施設への入所支援

これまでの取組	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出が困難な母子家庭に準じる家庭の女性が、こどもと一緒に母子生活支援施設へ入居する際の相談・援助を行い、入居後も継続的な支援を実施しました。
取組の方針	関係機関との連携を強化しながら、様々な問題を抱える妊婦や母子に対して、心身と生活の安定を図るための相談・援助を実施していきます。

6. 要保護児童対策地域協議会の推進

これまでの取組	阿波市要保護児童対策地域協議会にて、要保護児童及び保護者等に関する情報共有、適切な保護・支援に関する協議等を行ってきました。 代表者会議、個別ケース検討会議のほか、中学校区ごとに年2回(計8回)の実務者会議を開催し、情報共有等を行いました。
取組の方針	本協議会が中心となって関係機関と連携を図り、保護や支援を必要とするこどもや家庭を継続的に支援していきます。

施策4 地域で支える子育て支援

現状・課題

市民によるこども食堂の運営や、地域団体によるこどもの遊び場の提供など、地域における子育て支援の機運が高まりつつあります。本市としても市民の健康づくりや各種スポーツイベントを開催しており、特に県内で唯一の日本陸上競技連盟公認の「阿波シティマラソン」は、毎年全国から多くのランナーが参加し、高い評価をいただいています。

施策の方向性

地域住民や団体等と協力して、こどもが地域で様々な地域活動やイベントに参加し、多くの方と関わる機会をつくることで、地域全体で子育てを支援する気運の醸成に努めます。

推進する取組

1. 郷土を愛する心が育つ環境づくり

これまでの取組	地域行事への参加や農業体験等を通して、地域の方々との交流を深めてきました。阿波市内の社会科見学及びこれに係る事前事後学習を実施し、こどもたちの郷土愛の醸成に努めました。
取組の方針	阿波市内の社会科見学等を通して、こどもたちの郷土愛を深める学びを引き続き進めます。また地域の教育力を積極的に活用することで、郷土学習の充実及び家庭や地域との連携を図っていきます。

2. 図書館活動の充実

これまでの取組	市内4か所の図書館は指定管理者による運営を行っています。季節や行事などに合わせた企画展示や映画会の開催、ボランティアによるおはなし会やブックスタートなど、こどもの読書活動の推進に積極的に取り組み、図書館の利用促進を図ってきました。
取組の方針	引き続き、家庭・学校・地域等との連携を推進し、こどもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、図書館が地域の方の生涯学習や子育て支援の場となるよう、図書館活動の充実を図ります。

3. 子ども会補助金

これまでの取組	こどもたちは、同じ町内や地域に住んでいる異なる年齢のこどもたちが集まる子ども会活動を通して、地域を知り地域の人たちと交流し、そのコミュニティの一員となっていきます。 子ども会活動が、のびのびと楽しく活動できる場になるよう、小学生で組織されている子ども会活動に対し、補助金を交付してきました。
取組の方針	引き続き補助金を交付し、地域の子どもたちの暮らしと体験の場である子ども会活動を支援します。

4. スポーツ・レクリエーションの環境づくり

これまでの取組	生涯を通じて健康で豊かな日常生活を目指せるよう、各種スポーツ団体への活動支援やマラソン大会、ニュースポーツ等の市民が幅広く参加できるスポーツイベントを開催し、交流の場の提供と健康増進に努めてきました。 各学校やスポーツ少年団と連携し、小・中学校の早い段階から段階的・継続的な人材の育成を進めました。
取組の方針	団体や指導者の育成、阿波シティマラソンなどのスポーツイベントの開催など、多くの市民の関心が得られるスポーツの振興・普及活動に努めます。 関係部署が連携しながら、小・中学生の体力・運動能力の向上を図り、保健指導にニュースポーツを取り入れるなど、児童生徒の健康増進に取り組めます。

5. 子ども体力アップ事業

これまでの取組	体力向上指導員が認定こども園や小学校に出向き、ダンスをメインとした授業を行い、運動を通して、体を動かす楽しさを体験できるように努めてきました。
取組の方針	引き続き、園児・児童の健康の保持増進、体力向上を図る目的で、体力向上指導員を認定こども園・小学校に派遣していきます。

施策5 公共施設等の施設整備

現状・課題

本市での子育てが楽しく、地域全体で子育てができる環境を整えるため、旧庁舎を改修した阿波地域交流センターにて、令和2年度(2020年度)より子育て親子が相互に交流することができる場を開設しています。また、知の広場として、土成図書館・公民館の整備を行い、文化の拠点としての拠点整備を行ってきました。

学校施設については、耐震工事や施設の整備を図るとともに、夏場における児童生徒の教育環境の改善を図る目的で、普通教室及び特別教室へのエアコン設置工事も行いました。

施策の方向性

学校施設は非常災害時には地域住民の避難所となることで、高齢者や車いすの方が施設を利用することが想定されます。多様なニーズに応じた学校施設のバリアフリー化を図るとともに、今後の児童生徒数を勘案し、適正規模を見極めて整備します。

推進する取組

1. 公共施設での子育て支援サービスの提供

これまでの取組	旧庁舎を改修した阿波地域交流センター内では、地域子育て支援拠点の「阿波子育て支援センターあおぞら」において、子育て親子の交流の場を提供しています。令和5年度(2023年度)からは、地域における子育て支援の取組として、保護者のレスパイトを主な目的とした託児サービスと、隣接する阿波運転免許センターでの運転免許更新時の託児サービスを開始しました。 また、同じ敷地内の阿波図書館においても、おはなし会のほか多彩な行事を開催し、共働して子育て支援サービスを提供してきました。
取組の方針	引き続き各施設と連携し、こどもたちが安心して過ごすことができ、様々な体験を通じて楽しく自分らしく過ごせる場所や機会の提供に努めます。

2. 公共施設や遊休施設等の積極的活用及び整備

これまでの取組	土成図書館が土成中央公民館と共用エリアでつながる平屋の複合施設として開館し、新たな「知の交流拠点」として映画会や生涯学習講座を開催し、幅広い年齢層の方が参加しました。
取組の方針	施設の適切かつ計画的な維持管理を行うとともに、幅広く様々な方に利用してもらえるよう、行事・講座等を進めていきます。

3. 学校施設の改修・整備事業

これまでの取組	学校施設のバリアフリー化を推進し、屋内トイレ改修とエレベーター、多目的トイレ設置は全小中学校(14校)で完了しました。
取組の方針	学校施設の多くが屋内運動場照明やプールの改修、校舎の空調機設備更新時期を迎えているため、利用頻度等を考慮しながら整備・管理を進めます。

基本目標2 こどもが遊び、学び、元気いっぱい生きること

施策1 地域子育て支援事業等の施設整備

現状・課題

こどもたちの教育・保育環境を整えるため、民間移管を含む認定こども園の整備を計画的に進めてきました。

また、こどもたちが放課後を安心・安全に過ごせ、保護者が安心して子育てと就労を両立できるよう、放課後児童クラブ施設整備を進めてきました。

施策の方向性

市内の認定こども園と放課後児童クラブが、今後も安定した運営ができるよう、運営主体や指定管理者等と協議を重ねながら、適正規模を見極めて整備します。

推進する取組

1. 認定こども園整備事業

これまでの取組	教育と保育の一体的提供に向けて、民間移管を含む認定こども園の整備を計画的に進めてきました。 令和3年(2021 年)4月の大俣認定こども園の開園により、市内すべての保育所・幼稚園が幼保連携型認定こども園へ完全移行し、現在公立5園、私立4園の幼保連携型認定こども園で教育・保育サービスを提供しています。
---------	--

2. 放課後児童クラブ施設整備事業

これまでの取組	こどもたちが放課後を安心・安全に過ごせ、保護者が安心して子育てと就労を両立できるよう施設整備を推進し、市内 10 か所の放課後児童クラブ専用の施設整備が完了しました。 令和2年度(2020 年度):伊沢放課後児童クラブ新築、林放課後児童クラブ増築 令和5年度(2023 年度):柿原放課後児童クラブ新築 令和6年度(2024 年度):一条放課後児童クラブ新築
取組の方針	市内すべての放課後児童クラブで安定した運営ができるよう、指定管理者と協議を重ね、施設の適切かつ計画的な維持管理を行っていきます。 また、建築後 20 年以上経過している市場地区の八幡・市場・大俣放課後児童クラブについて、こどもたちが安心して過ごすことができるよう、引き続き整備・管理を行います。

施策2 教育・保育の一体的提供と質の向上

現状・課題

本市において、多様なニーズに対応した教育・保育の提供及び質の向上に向けて、「阿波市保育所・幼稚園等施設整備計画」に基づき、民間移管や幼保連携型認定こども園への移行等を計画的に推進してきました。

令和3年(2021年)4月には、市内すべての保育所・幼稚園が幼保連携型認定こども園へ完全移行し、現在公立5園、私立4園の幼保連携型認定こども園で教育・保育サービスを提供しています。

各園において、教育・保育を一体的に提供し質の向上を図るとともに、小学校との連携を強化することで、児童一人ひとりが安心して入学し学校生活を送れるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有してきました。

施策の方向性

引き続き、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、認定こども園と小学校のさらなる連携強化に向けた体制づくりと事業の充実を図ります。

推進する取組

1. 保育の質の向上

これまでの取組	途中入園児の対応に必要な保育教諭の確保に努め、適正な人員配置を行うことで待機児童ゼロを維持してきました。 民間移管を含む認定こども園の整備を計画的に進め、令和3年(2021年)4月に市内すべての保育所・幼稚園が幼保連携型認定こども園へ完全移行しました。
取組の方針	こどもの健やかな育ちを支え、質の高い教育・保育サービスの機会を保証するため、潜在的待機児童の解消や年度途中の入園申込みに対応できる体制づくりを強化するとともに、関係者間で情報共有や意見交換を行う場の提供、研修等を実施し、保育教諭の資質・専門性の向上を図ります。

2. 幼児教育の質の向上

これまでの取組	「幼児の健やかな心と体の育成」に取り組むとともに、基本的生活習慣の確立、自立心・社会性・道徳性・人と関わる力の育成、遊びの中での思考力の基礎の育成、話す力・聞く力の育成、豊かな感性を育む教育を行ってきました。
取組の方針	「幼稚園教育等教員育成指標」を基に保育教諭の資質・指導力の向上を目的とした研修を行い、就学後を見据えた連続性のある教育・保育の質の向上を図ります。

3. 認定こども園英語活動

これまでの取組	英語あそびの活動を通じて、幼児期から英語への関心と学習意欲の向上が図られるよう、英語に親しむ機会を提供してきました。
取組の方針	幼児期から英語に接することで、異文化に親しみ、豊かな感性を育み、小学校入学後の英語教育への関心と学習意欲の向上につながるよう、引き続き英語活動の機会を提供していきます。

4. 認定こども園と小学校との連携強化

これまでの取組	公立・私立の認定こども園合同研修会を通じて、現場の課題や有益情報の共有、意見交換を行い、教育・保育の質の向上を図ってきました。 認定こども園と小学校との間では、総合的な学習の時間や体験入学・行事等、年間計画に基づき連携を図り、乳幼児・児童の様子や教育内容、指導方法について相互理解を深めました。
取組の方針	幼児期に育まれたこどもの資質・能力を踏まえ、円滑に小学校教育へ移行できるように、認定こども園と小学校関係者との意見交換や合同研修の機会を設け、双方の教育・保育の内容を理解し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、今後も連携強化を図っていきます。

施策3 食育を基盤にした、知・徳・体の調和のとれた生き抜く力の育成

現状・課題

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、一人ひとりが「生きる力」を確実に身につけることが求められています。そのためにも、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」等の知・徳・体をバランスよく育てるとともに、こどもたちが「生きる喜び」や「学ぶ楽しさ」を味わえるような魅力ある教育活動を展開することが重要となります。あわせて、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となる食育を推進するとともに、阿波市の「強み」を生かしたこれまでの教育施策を継承しつつ、国際理解教育、情報教育、防災教育、キャリア教育等の充実を図ることが必要です。

施策の方向性

こどもの発達や学びの連続性を踏まえた教育の充実、子育て支援の充実を図ります。

こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、積極的に食育に取り組むとともに、生きる力の基礎や知・徳・体のバランスのとれた力を育成します。

学力向上に関しては、ICTを活用した授業の促進や読書活動を推進するとともに、家庭や地域と連携し、基本的生活習慣の定着や学習習慣を確立する取組を進めていきます。

推進する取組

1. 確かな学力の向上

これまでの取組	各小学校に学力向上推進講師を配置し、チームティーチング(TT)や放課後学習を実施し、学力の向上を図ってきました。 効果的な指導方法や学習方法を実施していくための情報収集、情報交換、研修会等を定期的に行いました。
取組の方針	学力向上推進講師を各小学校に1名ずつ配置し、支援を必要とする中学校にも派遣します。今後も学力向上推進講師と教員が連携し、効果的な指導方法等の研究を重ね、こどもたちの学力向上に努めます。

2. 食育の推進

これまでの取組	給食の時間における食に関する指導や児童生徒を対象とした学校食育推進パワーアップ作戦、「Awa産Our消Myメニュー」コンクールを実施するなど、食育に積極的に取り組んできました。 栄養教諭と学校担任を中心として、学年に応じた食育授業に取り組み、食事の重要性、地域の農産物への興味・関心を高めることに努めてきました。
取組の方針	こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるために、家庭や地域と連携を図りながら授業を行い、食育に関する取組を推進します。

3. 情報教育の推進

これまでの取組	ICTを活用した授業を行い、児童生徒の学習意欲の向上を図るとともに、ICT機器の特性や有用性を授業で活用できる教員の資質向上に努めてきました。 また、ICT支援員等を学校に派遣し、授業支援や導入ソフトの操作支援を行いました。
取組の方針	教職員やICT支援員と連携しながら、1人1台端末や電子黒板機能付きプロジェクターなどを活用した授業の進め方を計画・実践します。

基本目標3 こどもが夢に向かって、持っている力を発揮できること

施策1 母子の健康の確保

現状・課題

妊娠・出産期は子育てにおいても不安が多い時期となります。産前・産後のサポートや各種健診時の相談事業、乳児家庭全戸訪問事業等を通して、母子の健康の状況を確認し、発育や子育てについての疑問や不安の解消に向けて取り組んできました。

引き続き、母子の健康維持・向上に努めるとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を図るため、保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化に努めます。

施策の方向性

母子の健康を維持・向上させるため、切れ目のない支援体制を整え、気軽に相談できる環境づくり、講習内容の研究や講座・健診等に参加しやすい日程を検討します。

推進する取組

1. 産前・産後、育児サポート事業

これまでの取組	祖父母や隣人等から家事や育児の支援を受けられない妊産婦が、安心して出産・育児ができるようヘルパーを派遣し、家事援助や育児援助を行ってきました（利用可能期間は、妊娠中から産後1年以内）。 従来の「在宅育児応援クーポン」に代わり、3才未満児を養育する子育て世帯を対象に、子育て支援サービスの利用や子育てに必要な生活用品の購入等に使用できる応援券（乳幼児1人あたり15,000円分）を支給する、「阿波っ子応援券支給事業」を令和5年度（2023年度）から開始し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図りました。
取組の方針	家族等から家事や育児の支援を受けられない家庭にヘルパーを派遣し、家事及び育児を援助することで、育児不安や負担の軽減、家庭や地域での孤立感の解消を図ります。 引き続き「阿波っ子応援券支給事業」を展開し、子育て支援サービスの利用や子育てに必要な生活用品の購入等の支援を行い、子育て世帯の心理的・経済的な負担の軽減を図ります。

2. 妊産婦・乳幼児相談等事業

これまでの取組	「子育て世代包括支援センターぎゅっと」の個別相談や妊婦訪問により、妊婦やその家族の不安の軽減や知識の普及を行ってきました。 原則出産後1か月以内に家庭訪問を行い、その後も産後ケア事業の訪問、「子育て世代包括支援センターぎゅっと」の利用を勧めてきました。 令和6年度(2024 年度)からは、産後ケア事業でショートステイ型、デイサービス型を開始しました。
取組の方針	出産や育児に関する不安を抱える妊産婦が増加しており、早期の養育困難家庭の把握、支援の継続が求められています。 妊娠期には「子育て世代包括支援センターぎゅっと」の助産師相談や個別相談、妊婦訪問を実施し、産後には早期の家庭訪問や産後ケア事業のアウトリーチ型、ショートステイ型、デイサービス型の利用を勧め、切れ目のない支援を行っていきます。

3. 乳幼児健診の実施

これまでの取組	乳幼児健診時に発育・発達に対する指導を行い、必要に応じて各種相談事業につなげてきました。 生活リズムや食事のリズム、運動習慣を確認し、保健師や管理栄養士、歯科衛生士等による指導を実施し、保護者に乳幼児期の肥満が将来の生活習慣病につながることを周知し、正しい知識の普及・啓発を行ってきました。 未受診者への電話連絡や家庭訪問による受診勧奨、関係機関との連携により、健診受診率の向上や未受診者の健康状態の把握に努めました。
取組の方針	引き続き、健診を通して良い生活リズム、食事のリズム、運動習慣の確立や発育・発達を促す指導を行うとともに、乳幼児期の肥満が将来の生活習慣病につながることを周知し、正しい知識の普及・啓発を図り、生活習慣病の予防に努めます。 未受診者への電話連絡や家庭訪問による受診勧奨、関係機関との連携により、健診受診率の向上や未受診者の健康状態の把握に努めます。

4. 生活習慣病予防対策事業

これまでの取組	幼児健診にて把握した肥満度 15%以上の児童に対し、健診の半年後に電話等でフォローを行いました。 認定こども園と連携を図り、令和3年度(2021 年度)より5歳児の肥満相談を開始し、令和4年度(2022 年度)からは、中学生に対しても生活習慣病予防を中心とした健康教育を開始しました。
取組の方針	幼児健診にて把握した肥満児へのフォロー、5歳児の肥満相談、中学生への健康教育を継続するとともに、学校保健との連携を図りながら、切れ目のない支援体制の整備に努めます。

施策2 子育てと婚育の支援、情報発信

現状・課題

子育てハンドブックや、あわっ子支援マップ等を作成し、地域で楽しく子育てをすることができる施設や支援事業の紹介等を行ってきました。子育ての支援が必要な方にとって使いやすく、わかりやすい情報提供体制を引き続き研究し、情報発信・共有に努めていきます。

晩婚化や未婚率が高まる中、結婚支援については大きな意味を持ち、出会いから結婚、子育てにつながる支援をすることは今後大きな課題となります。

施策の方向性

子育ての支援が必要な方にとって使いやすく、わかりやすい情報提供体制を引き続き研究し、情報発信・共有に努めていきます。

推進する取組

1. 阿波っ子育て支援事業

これまでの取組	本市の子育て支援情報を掲載した手帳サイズの「阿波市子育てハンドブック」を市内の認定こども園及び小学1～3年生の児童に配布するとともに、子育て支援課、各支所窓口等に配置しました。 子育て支援センターや公園等の子育て関連施設を掲載した「あわっ子支援マップ」を出生の手続き時等に配布しました。 子育て親子の交流・育児相談・情報提供等を行う子育て支援センターを認定こども園内に9か所と、阿波地域交流センター内に開設(阿波子育て支援センターあおぞら)しました。
取組の方針	子育てハンドブックやホームページを充実させ、必要な情報を速やかに提供できる体制づくりに努めます。 子育て支援センターを身近な場所に開設し、子育て親子が集い交流できる居場所を提供することで、子育ての不安等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援していきます。

2. 婚育事業

これまでの取組	マリッサとくしまと連携し、令和3年度(2021 年度)から、阿波市内での出張型マッチング登録・閲覧会の開催や、令和4年度(2022 年度)からは婚活イベントを開催するなど婚活のきっかけづくり、出会いの場の提供を行ってきました。 令和5年度(2023 年度)には、阿波市民がマリッサとくしまのマッチング会員に登録する際の費用を全額補助する「マッチング登録補助金」、婚活イベントに参加する際の費用を半額補助する「婚活イベント参加補助金」制度を創立しました。
取組の方針	今後も、マリッサとくしまと連携し、婚活に関する相談の機会を設け、婚活イベント等の出会いの場を積極的に提供していきます。 各種補助金制度を多くの市民の方に認知いただけるよう、広報活動を行っていきます。

施策3 経済的支援の充実

現状・課題

子育て世帯の経済的負担の軽減に向け、出産祝金の支給要件の緩和やこどもの医療費助成の拡充等を推進してきました。また、令和元年度(2019年度)10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、子育て世帯の経済的負担は大きく軽減されました。一方で、3歳児以上の教育・保育施設における副食費は実費での徴収となりましたが、本市においては、国が示す免除対象の範囲を拡大するなど、子育て世帯の経済的支援の一層の充実を図ってきました。

施策の方向性

各種手当の支給や医療費の助成等を通して、引き続き子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。また、今後、国や県が展開する支援等の動向を把握し、子育てしやすい環境を整備します。

推進する取組

1. 出産祝金支給事業

これまでの取組	出生届出時に案内を行った効果もあり、出産祝金の支給率は過去5年間の平均で97.4%でした。
取組の方針	今後も小中学校入学祝金支給事業、義務教育修了祝金支給事業等と連携し、切れ目のない子育て世帯への支援と定住促進を図ります。

2. あわっ子はぐくみ医療費助成事業

これまでの取組	こどもが満18歳に到達後、最初の3月31日を迎えるまでの間、病気やけがで入通院し、医療保険を利用した際の保険診療の自己負担分を助成することで、経済的支援や疾病の早期発見、治療の促進を図りました。
取組の方針	こどもの医療費助成を行うことで、子育て世帯の経済的負担を軽減し、保健・福祉の向上に取り組んでいきます。

3. ひとり親家庭等児童入学祝金支給事業

これまでの取組	ひとり親家庭等の児童へ一人あたり1万円の入学祝金を支給し、小学校及び中学校に入学する際にかかる費用の負担軽減を図りました。
取組の方針	市の広報誌やホームページ、学校への周知方法を工夫するとともに、対象者の把握に努め、すべての該当者への祝金支給を目指します。

4. 児童扶養手当支給事業

これまでの取組	児童扶養手当支給により、支給対象となる家庭の経済的負担を軽減し、家庭における生活の安定と自立の促進に寄与してきました。
取組の方針	新規請求者や受給者の生活実態の適切な把握に努め、制度の周知を行い、ひとり親家庭等の生活の安定・自立を促進していきます。

5. 児童手当給付事業

これまでの取組	令和6年(2024 年)10 月分の手当より児童手当制度の一部が改正されたことから、受給資格のあるすべての方に円滑な支給が行えるよう、周知・案内に努めてきました。
取組の方針	児童手当法に基づき適正な事務処理を行い、該当者へ児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成を図っていきます。

6. 副食費の補助

これまでの取組	市内の認定こども園に通う、第2子以降の3～5歳児の副食費を無償とし、子育て世帯の経済的支援の拡充を図りました。
取組の方針	今後も副食費の補助を通して子育て世帯の経済的支援を行うとともに、国や近隣市町の動向を注視しながら、補助の見直し・検討について柔軟に対応していきます。

7. 通学用かばん配付事業【新規】

取組の方針	令和8年度(2026 年度)の小学校新1年生より、小学校入学時に通学用かばんを無償配付し、家庭の経済的負担及び児童の通学時の身体的負担の軽減を図ります。
-------	--

8. 小中学校入学祝金支給事業

これまでの取組	5月1日現在で市内在住の小・中学校新1年生を養育している保護者に対し、児童生徒一人につき1万円の祝金を支給し、小中学校入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の健全な育成を支援してきました。
取組の方針	今後も引き続き実施し、家庭の経済的負担の軽減や児童生徒の健全な育成を支援します。

9. 義務教育修了祝金支給事業

これまでの取組	生徒が義務教育の課程を修了する際に、生徒一人につき1万円を保護者に支給し、高校等の入学準備や社会人生活の支度に係る経済的負担の軽減を図りました。
取組の方針	今後も引き続き実施し、高校等の入学準備や社会人生活の支度に係る経済的負担を軽減するとともに、生徒の健全な育成を支援します。

施策4 子育てと仕事の両立の支援

現状・課題

子育てと仕事の両立が図れるよう、病児保育施設の拡充として「つかきっず」「こもれび」の2拠点での病児保育事業を展開してきました。放課後児童クラブについても、高学年の受け入れを行うなど、こどもの健やかな成長を図るため、こどもの居場所づくりを推進してきました。引き続き、放課後児童クラブの利用を希望するすべての児童を受け入れることができるよう、取組を推進することが重要となります。

施策の方向性

子育てと仕事の両立を支援するため、引き続き、放課後児童クラブでの受け入れや認定こども園における延長保育、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業等を実施し、多様なニーズに対応できるよう、子育て支援施策の充実に取り組みます。

推進する取組

1. 病児保育事業の実施

これまでの取組	保護者の就労等により家庭での保育が困難な、病氣中又は病氣の回復期にある満1歳から小学6年生までのこどもに、市内2か所の医療機関にある専用スペースにて一時的な保育を行いました。
取組の方針	引き続き、病氣中又は病氣の回復期にあるこどもの一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと仕事の両立を支援していきます。

2. 放課後児童クラブの充実

これまでの取組	利用を希望する児童数の増加に対応できるよう、支援員の確保や各種研修を実施し、支援員の質の向上に努めてきました。 待機児童の発生を防ぐため、放課後児童クラブの新築や増築に計画的に取り組み、放課後児童クラブの安定的な運営を行いました。
取組の方針	市内すべての放課後児童クラブで安定した運営ができるよう、指定管理者と協議を重ねながら児童の健全育成に努めるとともに、児童が安心・安全な環境で過ごすことができるよう、計画的に施設整備・維持管理を行っていきます。

3. ファミリー・サポート・センター事業の充実

これまでの取組	事業委託先の徳島県勤労者福祉ネットワークと連携し、子育て中の人や働く人たちの家庭を地域で支援し、安心して育児ができる環境を整備してきました。 育児の援助を行う提供会員の数が増えないことが課題となっており、ファミサポートイベント等を通じ、事業の周知と会員増に努め、多様化するニーズへ対応を図ってきました。
取組の方針	依頼会員にはエシカル消費活動の寄付金による利用料助成のほか、会員登録後の初回利用料の無料化等、利用料補助を拡大するとともに、提供会員にはファミリー・サポート・センター開設以来据え置きとなっていた報酬について助成を行うことで、ファミリー・サポート・センターの利用を促進し、地域のつながりや円滑な相互援助活動につなげていきます。

4. 預かり保育の充実

これまでの取組	未就園児童の保護者に対し、日常生活上の突発的な事情への対応や、育児疲れによる心理的・身体的負担を軽減するため、市内の公立・私立の認定こども園において一時的に児童を預かる事業を実施してきました。 令和5年度(2023 年度)より「阿波子育て支援センターあおぞら」において、子育て中の保護者のレスパイトを目的とした一時預かりを開始しました。
取組の方針	認定こども園等を利用していない在宅育児家庭の一時的な保育需要へ対応することで、子育てと仕事の両立支援を推進していきます。 「阿波子育て支援センターあおぞら」の一時預かり制度の周知を図り、運営主体と連携しながらサービスを継続していきます。

施策5 就労意義の啓発、情報発信

現状・課題

保護者が男女問わず主体的な子育てに向かい合い、関わるためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要となります。本市では令和5年度(2023年度)に「阿波市男女共同参画基本計画(第4次)」を策定しました。「阿波市男女共同参画基本計画(第4次)」の基本理念である「誰もが共に認め合い 自分らしく いきいきと輝けるまち」のもと、性別役割分担意識の解消を目指して、仕事や家庭生活の両立についての就労支援・講座情報の提供等を推進してきました。引き続き広く計画の周知を行い、基本理念を共有するとともに、ワーク・ライフ・バランスについての理解・啓発を図ることが必要です。

施策の方向性

男女共同参画の意識啓発を行うとともに、働き方の見直しや男性の家事・育児・介護等への参加を促進するため、今後も広報等での講座・講習会情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスについての理解・啓発に努めます。

推進する取組

1. 就労観や勤労観の育成

これまでの取組	学校・青少年育成センターを中心に関係機関と連携し、児童の健全育成を図るための活動として、就業や自立支援に関する事業を実施しました。
取組の方針	児童の就業に関する教育は、引き続き重要であると考えられることから、自立支援活動の現地日数増加を検討し、関係機関と連携を図りながら事業を進展させていきます。

2. 男性の働き方の見直しと子育て促進

これまでの取組	令和5年度(2023 年度)に「阿波市男女共同参画基本計画(第4次)」を策定し、その基本理念である「誰もが共に認め合い 自分らしく いきいきと輝けるまち」のもと、男性が参加できる各種教室や講座を開催するなど、男性自身の性別役割分担意識の見直しを図り、男女が家事や育児、家庭教育等をともに担う家庭づくりを推進してきました。
取組の方針	仕事と家庭生活の両立が図られるよう、子育て支援に係る事業を推進するとともに、男女の育児休業取得促進など、子育てしやすい職場環境の整備を進めます。 家事や育児、介護といった家庭生活における男性の役割の重要性が求められる中で、男性の長時間労働の抑制や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。

3. ワーク・ライフ・バランスの推進

これまでの取組	仕事と家庭生活(家事・育児・介護等)の両立が図られるよう、妊娠届出時の面談の際に、マタニティライフプランに関する情報提供を行い、男女の育児休業取得の促進や、母性健康管理指導事項連絡カードの周知に努めました。
取組の方針	仕事と家庭生活(家事・育児・介護等)両立支援のための各種事業を推進するとともに、情報提供や男女の育児休業取得促進、母性健康管理指導事項連絡カード活用を推進していきます。

基本目標4 こどもがあらゆる場で、自分の意見を言えること

施策1 こどもの権利の尊重 【新規】

現状・課題

こどもや若者は生まれながらにして権利の主体であり、人権が守られるとともに、自分に関係のあることについて自分の意見を自由に表し、その意見が十分に尊重される権利を持っています。

本市では、令和4年(2022年)4月に「阿波っ子条例」を施行し、今と未来を生きるすべてのこどもたちが健やかに成長できるよう、地域全体でこどもの育ちを支えていく体制づくりに取り組んでいます。

施策の方向性

「阿波っ子条例」の普及啓発等に努め、こどもや若者が権利の主体であることを広く周知するとともに、市政や地域のまちづくりへこどもの参加を進めるための情報発信に努めていきます。

また、こどもたちが生きる力を養い、心身ともに健やかに成長することができるよう、ライフデザインについて考える場を提供したり、自分の命を大切にすることの重要性を伝えていきます。

推進する取組

1. こどもの権利の尊重【新規】

取組の方針	「阿波っ子条例」の普及啓発等に努めるとともに、こどもの権利侵害に関する相談窓口(こども家庭センター)を運営します。
-------	---

2. こどもへの適切な情報提供【新規】

取組の方針	市政や地域のまちづくりへのこどもの参加を進めるためには、こどもに対する適切な情報提供が必要であることから、市政等について理解を深めることができるよう、わかりやすい情報発信に努めます。
-------	---

3. 若い世代の描くライフデザイン等支援【新規】

取組の方針	少子化が進み、こどもたちと赤ちゃんが接する機会が減っている中で、市内の児童生徒が地域の赤ちゃん親子と触れ合い交流する「赤ちゃん授業」を実施します。 実際に赤ちゃんを抱っこしたり、保護者から出産・育児の大変さや喜びなどの体験を聞くことで、命の大切さや子育てに関心を持つとともに、自分の成長や親との関係、将来のライフデザイン等について考えることができる機会を提供します。
-------	---

4. 自殺予防講演会

これまでの取組	若年者の自殺を防ぐために、自分の命を大切にするとともに、悩みを抱えた人の発するSOSにいち早く気づきサポートすることができるよう、市内2か所の高校に出向き、「自殺対策予防事業」の一環として講演会を行っています。その中で、SOSの出し方や相談機関について情報提供してきました。
取組の方針	講演会後に生徒に行ったアンケート調査結果の内容からも、有意義な学習の機会となっていると捉えることができるため、今後も引き続き講演会を継続していきます。